

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号(第16条第1項関係)

労働保険番号	1	1	1	0	6	2	2	0	7	4	7	0	0	0	□	□	□	□
	[都道府県]	[所管]	[管轄]												[基幹番号]	[桂番号]	[被一括事務場番号]	
法人番号	1	0	3	0	0	0	5	0	2	0	9	4	8					

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)								協定の有効期間								
福祉事業		社会福祉法人 きらり彩愛会		(〒 340 - 0156) 埼玉県幸手市南一丁目3430-1 (電話番号 090 - 4421 - 9413)								令和6年3月1日から1年間								
時間外労働	時間外労働をさせる 必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数								起算日 (年月日)	令和6年3月1日						
					1日		1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)		法定労働時間を超える時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数 (任意)				法定労働時間を超える時間数 (任意)					
					法定労働時間を超える時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数 (任意)									
					突発的な延長サービスの利用、 送迎の集中		生活支援員		7人		8時間00分				3時間		45時間		360時間	
					① 下記②に該当しない労働者															
					② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者															
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定休日 (任意)				労働させることができる 法定休日の日数				労働させることができる法定 休日における始業及び終業 の時刻								
				土曜日、日曜日				1ヵ月に2日				8時30分～17時30分								

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日

令和6年2月29日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(

話し合いによる

職名 一般従業員
氏名 久野理奈

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

令和6年3月8日

春日部 労働基準監督署長殿

使用者 職名 理事長
氏名 葛西 英昭

